

平成 20 年

# 宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成20年 6 月12日 開会

平成20年 6 月19日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第46号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 宝達志水町男女共同参画審議会設置条例について
- 議案第51号 宝達志水町企業立地促進法第10条第1項に基づく緑地面積率等条例について
- 議案第52号 宝達志水町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 報告第2号 専決処分の報告について  
専決第2号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 報告第3号 専決処分の報告について  
専決第3号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）
- 報告第4号 専決処分の報告について  
専決第4号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 報告第5号 専決処分の報告について  
専決第5号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 報告第6号 専決処分の報告について  
専決第6号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 報告第7号 専決処分の報告について  
専決第7号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 報告第8号 専決処分の報告について  
専決第8号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第9号 専決処分の報告について  
専決第9号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 報告第10号 平成19年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

- 報告第11号 平成19年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第12号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第13号 専決処分の報告について  
専決第10号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 報告第14号 専決処分の報告について  
専決第11号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第15号 専決処分の報告について  
専決第12号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第16号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について

平成20年6月12日（木曜日）

出席議員

1 番	萩山恭子	8 番	守田幸則
2 番	柴田捷	9 番	北本俊一
3 番	津田勤	10 番	中川信夫
4 番	中谷浩之	11 番	金田之治
5 番	川崎與一	12 番	小島昌治
6 番	岡野茂	13 番	北信幸
7 番	林一郎	14 番	近岡義治

欠席議員

なし

説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	中野茂一
副町長	中江映
収入役	齊藤喜久治
教育長	田畑武正
総務課長	北山茂夫
情報推進室長	田村淳一
企画財政課長	太田永作
住民課長	林谷茂和
税務課長	山田久延
環境安全課長	高松守成
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	鍛冶一良
建設課長	土上猛
上下水道課長	高下良博

学校教育課長 松田正晴  
生涯学習課長 源大恵  
会計課長 中村清康  
志雄病院事務局長 米谷勇喜

#### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第46号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第47号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第48号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第49号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 宝達志水町男女共同参画審議会設置条例について
- 日程第9 議案第51号 宝達志水町企業立地促進法第10条第1項に基づく緑地面積率等条例について
- 日程第10 議案第52号 宝達志水町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第53号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 報告第2号 専決処分の報告について  
専決第2号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 報告第3号 専決処分の報告について  
専決第3号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第14 報告第4号 専決処分の報告について

- 専決第 4 号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別  
会計補正予算（第 3 号）
- 日程第15 報告第 5 号 専決処分の報告について  
専決第 5 号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計  
補正予算（第 2 号）
- 日程第16 報告第 6 号 専決処分の報告について  
専決第 6 号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計  
補正予算（第 4 号）
- 日程第17 報告第 7 号 専決処分の報告について  
専決第 7 号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営  
診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 報告第 8 号 専決処分の報告について  
専決第 8 号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事  
業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 報告第 9 号 専決処分の報告について  
専決第 9 号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補  
正予算（第 5 号）
- 日程第20 報告第10号 平成19年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計  
算書の報告について
- 日程第21 報告第11号 平成19年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計  
算書の報告について
- 日程第22 報告第12号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計予算繰越明許費  
繰越計算書の報告について
- 日程第23 報告第13号 専決処分の報告について  
専決第10号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第24 報告第14号 専決処分の報告について  
専決第11号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第25 報告第15号 専決処分の報告について

専決第12号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例について

- 日程第26 報告第16号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について  
日程第27 議案に対する質疑  
日程第28 町政一般についての質問  
日程第29 議案の委員会付託

#### 開会・開議

議長（近岡義治君） ただいまから平成20年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、13番 北 信幸君、1番 萩山恭子君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（近岡義治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの8日間に決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（近岡義治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書提出に関する陳情書は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成20年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） これより、本日町長から提出のありました議案第46号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第16号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日ここに、平成20年第2回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御応招を賜り心からお礼を申し上げます。

まず最初に、皆様御承知のように、5月は、世界的にも大変大きな災害が発生いたしました。

上旬には、東南アジアのミャンマーで、大型のサイクロンが上陸し、大変多くの人々が死傷し、あるいは住居をなくされるなど、およそ130万人もの人々が被害に遭ったと言われています。

また、中旬には、隣国の中国・四川省で、マグニチュード8もの大規模な地震が発生いたしました。

延長300キロにも及ぶ活断層の一部のずれの影響から、広範囲にわたって建物の倒壊や土砂崩れが起こり、これまでに死者が約7万人、負傷者が約37万人という、想像を絶するような被害が出ています。そして、土砂崩れにより河川がせきとめられてできた湖は、決壊のおそれがあり、さらなる被害が懸念されるところであります。

私たちは今、能登半島地震から1年2カ月余りが経過し、復興に取り組んでいるところでありますが、自然災害の怖さを改めて痛感いたしているところでございます。

次に、町内におけるクマの出没の件についてであります。

去る4月20日、宝達地内の山中で足跡が発見されて以来、これまでに足跡の発見が3件、クマとの遭遇が9件報告されています。幸いに人的被害はなかったものの、集落付近で発見される回数が昨年に比べて多くなったことは、特に注意しなければならないことと考えております。

これまでに講じた対策といたしましては、速やかに周辺のパトロールに当たるとともに、発見現場付近に注意看板を設置し、また、ケーブルテレビでの文字放送や町のホームページに掲載するなど、周知に努めたところでございます。また、捕獲おりの設置も行いました。

先日、羽咋市地内において、雄グマ1頭が走ってきたトラックと衝突するというアクシデントにより、結果的に駆除されましたが、まだまだほかにも生息していると思われることから、今後とも警戒体制を続ける方針でございます。町民の皆様におかれましても、外出時には十分に注意をお願いしたいと存じます。

次に、小学校運動会に関する脅迫事件についてであります。

去る5月17日、役場の日直に、翌18日からの運動会に硫化水素をまくとの脅迫電話がありました。町教育委員会では、緊急に会議を開き、協議の結果、運動会を中止しないことを決定するとともに、石川県警を初めとする関係各位の協力を得て、万全の警戒体制のもと、同月31日までに小学校5校の運動会を無事終えたところでございます。

結果的には、何事もなく安堵しているところでございますが、子供たちや保護者、地域の方々の大切な行事を、このような暴力的な手段で中止させようとする行為は断じて許されることではなく、関係機関において、いち早く真相が解明されることを願っているところであります。

また、先日、東京の秋葉原では、通り魔により7人もの大事な命が奪われました。一昔前には想像もつかなかった、このような見ず知らずの人間に対する殺傷事件が、近年増加しつつあります。さきに申し上げました運動会の事件も、この小さな町にあって、非常に大きな衝撃であり、以前では考えられないとても深刻な問題であります。

町といたしましても、町民の皆さんが安全、そして安心して生活できるよう、防犯体制のさらなる整備に取り組まなければならないと考えております。

次に、混迷する国政の問題であります。

特に、道路特定財源となるガソリン税の暫定税率が3月31日で失効し、5月1日に復活するというドタバタ劇は、消費者や販売店ばかりでなく、社会経済全体に大きな混乱をもたらすとともに、地方自治体の道路関係予算に財源不足という大きな問題を残しました。

公共交通機関が少ない私たち地方において、道路は必要不可欠な社会資本であり、その整備は最も重要な施策の一つであることから、道路特定財源の必要性は今さら申し上げるまでもなく、ぜひとも確保していただきたいと考えているところでございます。

しかしながら、今日のガソリン価格の高騰と相まって、暫定税率の廃止や一般財源化を望む声も多いことから、地方における道路整備の必要性について理解が得られるよう与野党間で十分に論議を重ねていただき、今後とも道路整備が計画的に推進できるような制度の構築に努めていただきたいと思います。

また、後期高齢者医療制度や年金問題などについても、今日の高齢化社会においては大変重要な問題であり、一刻も早く問題を解決し、高齢者が安心して生活できるように努力していただきたいと思います。

それでは、今定例会に提案いたします、平成20年度予算補正に関する議案4件、条例の制定及び改正に関する議案4件、また、報告案件といたしまして、平成19年度予算の専決補正に関する案件8件、平成19年度予算の繰り越しに関する案件3件、条例改正の専決処分に関する案件3件、宝達志水町土地開発公社の経営状況に関する案件1件について、順次、説明させていただきます。

まず、議案第46号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億5,220万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳出につきましては、総務費において、宝くじ助成で行う小川区子どもの広場遊具設置に要する経費を追加いたしております。

農林水産費では、県営ほ場整備事業計画策定に係る散田地区の計画策定及び志雄地区の変更計画策定等に伴う経費を追加いたしております。

商工費では、本年7月19日から10月26日の100日間、能登4市5町で開催されます「能登ふるさと博」に係る経費を追加いたしております。

教育費では、各小学校にAEDの配置に要する経費を、また、平成20・21年度に志雄小学校、押水中学校において実施する児童・生徒の活用力向上モデル事業に係る経費を、また、能登半島地震で被害を受けた町指定文化財の修繕に要する経費及び解体修繕中の県指定文化財岡部家の再設計等に要する経費を追加いたしております。

財源となります歳入予算につきましては、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第47号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。





一方、歳出予算につきましては、事務事業の精算及び財源の組み替え更正を講じたものが主なものであります。

以下、これから説明いたします他の会計につきましても、事業の精算見込みに伴うものであります。

報告第4号は、平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,422万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,654万8,000円としたものでございます。

次に、報告第5号は、平成19年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,888万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,206万4,000円としたものでございます。

次に、報告第6号は、平成19年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,524万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,077万1,000円としたものでございます。

次に、報告第7号は、平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,051万円としたものでございます。

次に、報告第8号は、平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,186万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,959万4,000円としたものでございます。

次に、報告第9号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、収益的収入で592万円を追加し、5億6,642万円とし、収益的支出は1,850万円を減額し、6億5,158万円とし、また、資本的収入は、1,380万円を減額し、資本的収入の総額を、9億4,904万8,000円に、資本的支出についても、1,380万円を減額し、資本的支出の総額を11億6,168万3,000円としたものでございます。



的年金からの特別徴収制度を導入し、固定資産税関係では、長期にわたり使用できる質の高い住宅や、省エネ改修を行った住宅に対する軽減措置の創設などであります。

また、報告第15号も、地方税法の一部改正に伴い、宝達志水町国民健康保険条例の一部改正を専決処分したもので、その内容といたしましては、後期高齢者医療制度の開始に伴い、引き続き国保に加入する被保険者の負担が急激に増加しないように軽減措置を設けるものであります。

最後に、報告第16号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてであります。

昨年度は、新たな用地取得などの投資的事業は行っておりません。また、保有土地の処分については、宝達駅東部用地で1区画を売却しております。

これにより、平成19年度の収支は、1,444万9,735円の欠損となっております。

公社が保有する土地は、現在8カ所28区画あり、ここ数年販売実績が上がらないことから、経営状況はますます悪化する一方であります。

これまで、一般会計だけに求められていた町の財政状況に関する指標は、平成20年度決算から下水道事業、病院事業、土地開発公社なども含めたいわゆる連結決算の考え方となることから、保有土地を早期に完売できるように努力してまいりたいと考えております。何とぞ御理解を賜りたいと思います。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

#### 質 疑

議長（近岡義治君） ここで、議案第46号から報告第16号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

#### 一般質問

議長（近岡義治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、

















せん。

そもそも後期高齢者医療制度が実施されて、老人保健拠出金のかわりに後期高齢者支援金が創設されました。歳出額は、平成19年度老人保健に拠出していた2億5,500万円余りが平成20年度の後期高齢者支援金の1億3,300万円余りに変わりました。平成20年度の老人保健拠出金の3,000万円余りを足しても1億6,400万円にすぎず、平成19年度と平成20年度の当初予算の比較で、9,000万円の歳出減は明らかであります。

また、歳入では、退職者医療制度による平成19年度の療養給付費等交付金の3億3,000万円余りが、平成20年度には1億円足らずに減ったものの、前期高齢者交付金3億6,500万円が平成20年度に新たに交付されていることから、平成19年度と平成20年度の当初予算比較では、差し引き1億3,000万円の歳入増となっております。

そもそもが75歳以上の方の医療給付費は、平成19年度までは老人保健制度から給付されていて、国民健康保険が直接給付しているわけではありません。ですから、国保会計上の給付費は、75歳以上の方が抜けても影響を受けないことに数字上はなります。しかし、我が町においては、影響を受けないばかりか、後期高齢者医療制度が宝達志水町国保財政にとっては、今述べましたように、大きなプラスになっているのであります。75歳以上の方を犠牲にしたプラスですから、決して喜べるものではありませんが、事実の問題として指摘しておきたいと思えます。そうであるから、平成20年度の国保会計の歳入9款で、平成19年度比で国保基金の繰入金を除くその他の繰入金を減少させているのだと思えます。

私は、この状態、百歩譲っても、平成20年度の国民健康保険税は、医療分、介護分、後期高齢者医療支援金分を加えても、平成19年度の国保税額と同じにする。そうやって様子を見るということが、県内トップの国保税納税率を維持する町民の思いへの行政と議会の誠意ではないでしょうか。このまま誤った保険税の値上げを放置すれば、町民の納税意欲に影響が出るのが心配されます。町民の誠意に正面からこたえる行政が求められているのではないのでしょうか。

また、今回の保険税改定には、今述べた後期高齢者医療制度の導入によるものという理由とともに、医療費が大きくなって国保基金がなくなってしまう、こういう理由も挙げられていました。しかし、それは平成19年度の10月、11月の一、二カ月間の医療費高騰を未来永劫に続くかのようにみなした誤りによるものだと考えます。合併後、この議会で、それぞれの旧町の国保税を低い自治体に統一しました。しかし、国保基金の数字に何の変わりもなく、平成19年度決算となりました。変わったものといえば、次年度への繰越金の額





ことし75歳になる人は、昭和8年生まれ。12歳で敗戦を迎え、悲惨な空襲体験のある人や、肉親の多くを戦争で失った体験を持っている方々であります。同時に、戦後の国民皆保険制度を支えてこられた世代の方々であります。昭和36年、この方々が28歳のときに国民皆保険制度が確立し、昭和48年、40歳のときには、老人医療費が無料化されました。現役時代は、高齢者の医療にしっかり貢献されてきた方々であります。

その方々が、今、年をとり、病気になるリスクを大きく抱えた途端に、それまで入っていた医療保険から切り離され、負担を強いられるばかりか、75歳という年を重ねただけで受ける医療も差別される、こんな理不尽な制度はありません。この差別医療制度が国会で撤廃されることを強く望むべく、そのために運動するものであります。今回の質問は、この後期高齢者医療制度にかかわって生じた問題についてであります。

65歳から74歳までの障害を持つ方は、後期高齢者医療制度に入るかどうかの選択性となりました。しかし、石川県は、県民の声を無視して医療費助成を後退させ、それに応じて県内市町村も助成を後退させました。我が町もその一つです。

幾つかの町で県の後退分をカバーしました。その結果、後期高齢者医療制度に加わらない人で、3級障害者の方で65歳から69歳までの方が、これまで医療費助成を受け、負担がなかったのが、4月からは重い負担をすることになった方もおられます。障害を抱えながら働いて家族を扶養している方にとっては、大変な負担となりました。しかし、後期高齢者医療制度に加われば、外来時や入院時での医療差別がありますから、状況に応じて判断しなければなりません。

さて、こういう状況にもかかわらず、町は65歳から74歳までの障害を持つ人、後期高齢者医療に入るよう指導していたような形跡があります。なぜそうしたのかをお聞きしたい。後期高齢者の方の入院制度をどう見ていたのかも含め、お聞きするものであります。

また、もし今回医療費負担が生じた方々が、昨年度のように町の負担も加わり、医療制度を受けるとしたら、幾らの予算が必要になるのかお聞きします。

そして、3級障害を持つ方に、県内半分の自治体が行っている昨年度までの医療費助成を、県の肩がわりも含めて町はすべきだと思いますがいかがでしょうか、町長にお聞きします。

次に、後期高齢者医療制度に加入している方の健康診断についてお聞きします。

後期高齢者医療制度において、健康診断は実施義務の対象から外されました。しかし、今年度に関しては、全都道府県で健康診断が行われますが、慢性疾患で入院中の人を健診



なアクションが求められると思いますがいかがでしょうか、町長にお聞きします。

以上。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の国民健康保険税についてでございます。

平成20年度国民健康保険税については、1億5,000万円余りという基金があるということで、それを財源として国保税を引き下げてもどうかとの問いではなかったかと思えます。ここ二、三年の国保会計における基金の推移と現在の状況、そして今後の見通しにつきましては、後ほど担当課長から詳細にお答えさせていただきます。

私は、年間医療給付費が12億4,200万円という規模の平成20年度国保会計において、御指摘の1億5,000万円余りという基金残高は、一たびインフルエンザ等が猛威を振るえば、たちどころに1億円という医療給付費が必要となる現状から見ても、大変心細い額だと認識しております。

また、平成17年度当初には、基金と繰越金を合わせ、2億5,000万円余りありましたが、実質基金額もこの3年間で1億円減少し、平成20年度当初には、先ほども申し上げましたが、1億5,000万円余りというじり貧状態の現状からいたしましても、今ここでこの基金を財源として保険税の引き下げについては、到底できないと考えております。

もっとも、今後、医療費の引き下げなど、医療費給付に何らかの変化が生じ、国保会計が現在の赤字から黒字へ転換し、基金残高が2億円、あるいはまた2億5,000万円とふえる状況となりましたときには、国保運営審議会において、今後の状況についてよく検討していただいた上で、国保税を引き下げることも可能であると、こう考えております。

次に、2点目のごみステーション設置補助金の復活についての御質問であります。この補助金の削減につきましては、国における三位一体の改革に伴う我が町の財政難から、町の各補助金の見直しを行ったことによるものであります。町民の各界各層に対し、御協力をお願いしてきているところでありますので、御理解賜りたいと思えます。

次に、3点目の後期高齢者医療制度導入に伴う障害者医療費の助成と、高齢者健康診査についての質問でございますが、担当課長の答弁と関連をいたしますので、すべて担当課長から答弁をさせていただきます。

次に、4点目の宝達志水町耐震改修促進計画についての御質問のうち、震度7に耐えら

れない公共施設の名称と、今後の耐震補強策に関する質問についてお答えいたします。

まず、最初に、震度7に耐えられない公共施設の名称についてであります。現在お示ししております町の耐震改修促進計画におきましては、昭和56年6月以降に建設あるいはまた建築された特定建築物を耐震性ありといたしております。これを震度で置きかえて申しますと、大体震度5から6弱に耐えることができるものを想定して、耐震性ありとしているところであります。

そんな中であって、この基準を超える、震度7に確実に耐えることができる公共施設は何かと聞かれますと、それは現在、我が町において新築もしくは耐震補強工事を行いました小学校5校と南部保育所ということになります。

そこで、反対に、震度7に耐えられない公共施設の名称は何かといいますと、今ほど申し上げました小学校5校と南部保育所以外の公共施設については、震度7に耐えられない可能性があるとお答えすることになります。これまた確実に震度7に耐えることができるのか否かは、耐震診断等の調査を行った上でないとわからないと思っております。また、現在の計画では、震度5から6弱に耐えられるものを耐震性ありとしていることも踏まえて御理解賜りたいと思います。

公共施設に対する早急なる耐震補強策と、建て直しの必要性に対する認識についての御質問でございますが、中国・四川省の大地震の例を見るまでもなく、公共施設の耐震補強の重要性については十分に認識しております。

そこで、私は、これまでも公共施設の耐震補強策には積極的に取り組んできました。新町になって大変厳しい財政状況にもかかわらず、4つの小学校体育館と1つの校舎の耐震化、そして1つの保育所の改築に取り組んできたことは、議員もよく御承知のことと思えます。

そこで、今後の対策であります。限られた財源の中であって大変厳しい状況ではありますが、今回の耐震改修促進計画のもと、耐震性なしと判断された施設を対象に、優先順位をつけた上で、財源の許す範囲内において耐震補強に取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 小島議員の御質問にお答えいたしたいというふうに思





























心してくつろいでいただく場所の利用の充実のために、無料の入浴券の配布などを行っていくことを提案するものであります。

報告第14号 専決第11号 宝達志水町税条例の一部改正案についてですが、ふるさと納税での住民税控除や株の配当、譲渡益の軽減税率の廃止、住宅に係る固定資産税の減額措置の適用延長など、評価できる点はあるのですが、平成21年10月より、住民税の年金からの特別徴収制度を導入しようという項目があります。税制の民主主義に反する項目だと思います。認めるわけにはいきません。

以上。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

議案第46号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から議案第49号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）までの議案4件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第46号から議案第49号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第49号までの議案4件は委員長報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第50号 宝達志水町男女共同参画審議会設置条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。







地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 岡 義 治

署名議員 北 信 幸

署名議員 萩 山 恭 子